

宮城県公立高等学校等学び直しへの支援金支給要綱

(目的)

第1 この要綱は、高等学校等を中途退学した後、再び県内の公立高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間、継続して宮城県公立高等学校等学び直しへの支援金（以下「学び直しへの支援金」という）を支給することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 法第2条に規定する高等学校等
- (2) 保護者等 法第3条第2項第3号及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。）第1条第1項並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第2条第2項に規定する保護者等

(対象者)

第3 学び直しへの支援金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 県内の公立高等学校等（専攻科及び別科を除く。）に在学している者
- (3) 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (4) 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制及び通信制は48月））
- (5) 平成26年4月1日以降に県内公立高等学校等に入学した者（法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。））
- (6) 高等学校等を退学したことのある者
- (7) 学び直しへの支援金の支給を受けた期間が通算して12月未満（定時制及び通信制は24月未満）である者
- (8) 学び直しへの支援金を受給しようとする者が、単位制高等学校に入学した者である場合は、当該単位制高等学校の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校における就学支援金の支給対象単位数及び学び直しへの支援金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者
- (9) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第4号の規定は、省令第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

(支援金の額)

第4 学び直しへの支援金の額は、法第6条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額とし、下表の支給限度額を上限として支給対象高等学校等の授業料又は受講料（以下「授業料等」という。）の月額に相当する額を支給する。

なお、単位制高等学校にかかる取扱いについては、ここに定めるもののほか別に定めるものとする。

<学び直しへの支援金の支給限度額（月額）>

公 立	高等学校・中等教育学校			特別支援学校	高等専門学校	専修学校	各種学校
	全日制	定時制	通信制				
	9,900 円	2,700 円	520 円	400 円	9,900 円	9,900 円	9,900 円

(支給期間)

第5 学び直しへの支援金の支給期間は、最大で12月（定時制及び通信制は24月）とする。

(受給資格の認定)

第6 学び直しへの支援金の支給を受けようとするときは、様式第1号又は様式第1号の2による申請書に、省令第3条第1項に規定する保護者等の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの写しその他これに類する書類をいう。以下同じ。）又は課税証明書等を添付して、在学する高等学校等の長（市町村立高等学校等に在学する者にあつては、市町村長。以下、「学校長等」という。）を経て知事に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 知事は、前項の認定をしたときは、様式第2号により、認定をしなかったときは、様式第3号により、それぞれ申請者に対し通知しなければならない。

(支給方法)

第7 知事は、第6第1項の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に対し、学び直しへの支援金を支給する。

2 学び直しへの支援金の支給は、受給権者が第6第1項の認定の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月（受給権者がその月の初日において在学していないときは、その翌月。ただし、月の初日以外に入学した場合において、宮城県立高等学校学則（昭和25年宮城県教育委員会規則第33号）第5条第2項の例によるときは当該月）から開始し、学び直しへの支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終了する。

3 受給権者がやむを得ない理由により第6第1項の認定の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内に申請をしたときは、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

(代理受領等)

第8 学校設置者は、その設置する高等学校等に在学する受給権者に支給すべき学び直しへの支援金を代理受領し、当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。この場合においては、当該受給

権者に対し、学び直しへの支援金の支給があったものとみなす。

- 2 前項の場合にあっては、学校設置者は、当該受給権者から委任を受けるものとする。

(支給事由消滅の通知及び届出)

第9 知事は、受給権者に係る学び直しへの支援金の支給事由が消滅したときは、その旨を受給権者であった者に対し、通知しなければならない。ただし、消滅した事由が卒業又は修了による場合は除くものとする。

- 2 前項の通知は、法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当することにより消滅した場合は、様式第4号により、転学、退学等所得制限以外により消滅した場合及び第5に規定する支給期間を満了した場合は、様式第5号により行うものとする。

(支給額の通知)

第10 知事は、第6第1項の認定を行い、最初の学び直しへの支援金を支給するときは、様式第6号による支給の額の通知を、各年度の7月から当該年度の翌年度の6月までの間における最初の学び直しへの支援金を支給するときは、様式第7号による支給の額の通知をそれぞれ受給者に通知しなければならない。

(支給の停止等)

第11 知事は、受給権者が在学する高等学校等を休学した場合において、受給権者が申し出たときは、学び直しへの支援金の支給を停止する。

- 2 前項の申出は、受給権者が様式第9号による支給停止申出書を学校長等を経て知事に提出することによって行うものとする。
- 3 第1項の申出をした受給権者が、同項に規定する場合に該当しなくなったときは、様式第10号による支給再開申出書に収入状況届出書等(様式第11号又は様式第11号の2による届出書に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付したものをいう。第12第1項及び第2項において同じ。)を添付して、学校長等を経て知事に提出しなければならない。ただし、この要綱により既に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出している場合にあっては、当該申出書の提出のみで足りるものとする。
- 4 知事は、第1項の申出により支給を停止したとき又は前項に規定により支給を再開したときは、その旨を当該申出を行った受給権者に対し、様式第12号による支給停止通知又は様式第13号による支給再開通知を行わなければならない。
- 5 第1項の申出により支給を停止する期間は、申出書を提出した日の属する月の翌月(申出をした日が月の初日である場合は当該月。)から第3項の申出をした日の属する月(申出書を提出した日が月の初日である場合は、その日の属する月の前月。)までとする。
- 6 前項の期間は、第3第1項第7号及び第5の期間の計算から除くものとする。

(収入状況の届出等)

第12 受給権者(第11第1項の規定により学び直しへの支援金の支給が停止されている者を除く。以下第12において同じ。)は、毎年度、7月末までに収入状況届出書等を学校長等を経て知事に提出しなければならない。ただし、この要綱により既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項の規定に関わらず、受給権者は、当該受給権者の保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を速やかに学校長等を経て知事に提出しなければならない。ただし、この要綱により既に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出している場合には、これを添付することを要しないこととする。
- 3 知事は、前2項の規定による届出があった場合において、当該届出を行った者が法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当するときは、第9第2項によりその者に対して通知しなければならない。
- 4 受給権者は、氏名を変更したときは、その旨を学校長等を経て知事に届け出なければならない。

(支給の一時差し止め)

- 第13 知事は、受給権者が、正当な理由がなく第12の規定による届出をしないときは、学び直しへの支援金の支給を一時差し止めることができる。
- 2 前項の学び直しへの支援金の支給を一時差し止める場合は、当該受給権者に対して、様式第14号による支給一時差し止めの通知を行わなければならない。

(給付実績証明書)

- 第14 知事は、受給権者又は受給権者であった者から給付実績証明の請求があった場合には、様式第15号により支給実績証明書を発行しなければならない。

(補足)

- 第15 この要綱に定めるもののほか、学び直しへの支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前から学び直しへの支援金の受給資格認定を受けている者については、改正後の第3第1項第7号及び第8号の規定は、令和2年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和7年6月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(令和7年度に限る特例)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間については、第3条第1項第9号の規定は適用しない。

- 3 学び直し支援金の支給を受ける生徒等のうち、高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）交付要綱（以下「臨時支援金交付要綱」という。）第3条第3項の規定による高校生等臨時支援金の支給対象となる期間がある場合には、第3条第3項及び第4項の額に、法第3条第2項第3号の適用を受けずに就学支援金が支給されると仮定した場合に当該期間に支給されることとなる額（以下「学び直し臨時措置」という。）を加えた額を第3条第3項及び第4項に規定する学び直し支援金の額とする。

（臨時支援金の不支給）

- 4 学び直し臨時措置の支給対象となる期間がある支給対象者には、臨時支援金交付要綱第3条第3項に規定する臨時支援金は支給しないものとする。